

連絡事項

安全確保のための国による支援

- 埼玉県川口市で介護支援専門員が危害を加えられ、死亡する事件が発生した。
- 厚生労働省は、
 1. 暴力への対応のため、介護従事者等に対して実施する研修や相談窓口の設置等に対する助成
 2. 介護支援専門員の安全確保のため、利用者宅に複数名で訪問する場合の経費について、「介護支援専門員業務負担軽減支援事業」確保基金の中の「地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業」を活用を案内している。

安全確保のための国による支援

- 岐阜県によるニーズ調査の実施。
- 今後ニーズ調査をもとに具体的な内容が決められる。
- 詳細事項については、岐阜県健康福祉部高齢福祉課までお問い合わせください。

介護情報基盤について

利用者に関する情報を電子で共有することで、

- ・業務の効率化（職員の負担軽減・情報共有の迅速化）
- ・事業所間および多職種間の連携強化、本人の状態にあった適切なケアの提供など、介護サービスの向上が期待される。

介護事業所・医療機関（介護サービス提供医療機関）向け支援

（注）消費税分（10%）も助成対象であり、下記の助成限度額は、消費税分を含む費用額となります。

1. 助成対象経費

①カードリーダーの購入経費 ②介護情報基盤との接続サポート等経費（注1）（注2）

（注1） 介護事業所等が介護保険資格確認等WEBサービスを利用する際に必要となるクライアント証明書の搭載等の端末設定について、技術的支援を受ける場合に要する経費。（なお、介護WEBサービスで主治医意見書を作成・送信する介護事業所や医療機関は、介護WEBサービスの利用に必要な端末設定のみで主治医意見書の電子的送信が可能となる。）

（注2） 導入支援事業者から、介護情報基盤の接続サポートとケアプランデータ連携システムの接続サポートに必要な支援を一体的に受ける場合、その費用も助成の対象となります。

2. 助成限度額等

1. 対象（介護サービス種別）	2. カードリーダーの助成限度台数	3. 助成限度額（①②を合算した限度額）
訪問・通所・短期滞在系	3台まで	助成限度額は6.4万円まで
居住・入所系	2台まで	助成限度額は5.5万円まで
その他	1台まで	助成限度額は4.2万円まで

※ ①・②について、同一事業所で複数のサービスを提供する場合には、介護サービス種別に応じた助成限度額の合計を助成限度額とすることができます。

※多治見市は、現時点で令和10年3月20日の導入を予定

事業所の届出について

- 事業所に関する届出（指定新規、更新、変更、廃止、加算など）
- 10月1日以降、原則電子申請届出システムでの受付とする。
- GビズIDの取得や本システムへのログインについては、多治見市ホームページをご参照ください。

 多治見市
Tajimi City

サイトマップ Foreign language ▼ やさしい日本語 文字サイズ・配色の変更

暮らし・手続き
▼

子育て・教育
▼

健康・医療・福祉
▼

観光・文化・スポーツ
▼

産業・ビジネス
▼

市政情報
▼

さがす
▼

①

②

③

サイト内検索

ページ番号検索

1010132

表示

開庁時間
変更のお知らせ

介護サービス事業者の方へ

ページ番号1010132

印刷 

大きな文字で印刷 

電子申請・届出システムについて

介護サービス事業者の文書負担を軽減させる観点から、厚生労働省は介護事業所の指定申請等をオンラインにより実施可能な「電子申請・届出システム（以下、本システム）」を構築し、多治見市においても、令和7年4月より本システムを通じた受付を開始しました。

令和8年度以降は、介護事業所のやむを得ない場合を除き、本システムを通じた申請届出の受付が原則となります。

詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。

＜ [介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化（外部リンク）](#) □

G.bizIDについて

法人で1つ所有しているもの

本システムの利用にはG.bizIDの取得が必要となります。

G.bizIDには「プライム」「メンバー」「エントリー」の3種類がありますが、本システムで利用できるアカウントの種類は「プライム」と「メンバー」のみですのでご注意ください。

＜ [G.bizID（外部リンク）](#) □

電子申請・届出システムへのログインについて

事業所関連の届出はこちらから

以下のリンクよりログインしてください。

＜ [電子申請・届出システム（外部リンク）](#) □

暮らし・手続き

保険・年金

▽ 介護保険

- 介護保険料・納付
- 介護保険の利用手続き
- 介護サービス
- 介護保険利用料金
- 介護施設・介護事業所
- 高齢者の生活・介護の相談
- 住宅改修
- 障害者控除対象者認定書
[障害者控除対象者認定書](#)
- 障害福祉サービスから介護保険
サービスへの移行

介護サービス事業者の方へ

介護報酬の地域区分の見直し

■介護報酬の基本的な算定方法

サービスごとに
算定した単位数



1 単位の単価
〔 サービス別、地域別に設定 〕
10円～11.40円



事業者を支払われる
サービス費
〔 1割、2割又は3割は
利用者の自己負担 〕

(根拠) 指定居宅サービスの費用の額の
算定に関する基準(告示)等

(根拠) 厚生労働大臣が定める一単位の単価(告示)

- 令和9年度介護報酬改定に向け、見直しの検討を進める。
(令和8年2月10日 厚生労働省老健局老人保健課より)
- 現在厚生労働省が岐阜県を通じて調査中。